

第18回農地総会議事録

開催日時	平成31年1月7日（月） 午後3時30分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 人事課会議室
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・高橋 政継・廣井 千里・中島 義幸 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明 山本 和正・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上17名
欠席委員	加藤 孝幸・松田 環 以上 2名
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎次長・竹内係長・野中主任・村松主任 以上 5名
議題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第4号議案 非農地証明願の件</p> <p>第5号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件</p> <p>議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 </p>

備考〔添付書類〕

- 第18回農地総会議案書
- 現地案内図
- 議案関連資料
- 平成30年度今後のスケジュール（予定）

開 会	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分))
議 長	ただ今から第18回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告	
議 長	欠席委員の報告を行います。松田委員、加藤委員の2名が欠席となっており、委員総数19名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名	
議 長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
議 長	ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は西野幸一委員と中島正根委員の2名にお願いいたします。
議 事	
議 長	ただいまから、議案の審議を行います。
島崎課長	最初に、「第5号議案 高知(高知市)農業振興地域整備計画の変更の件」を議題いたします。今月は、以前に審査して、変更もやむを得ないものと回答していた案件1件につきまして、内容に変更があったということで、改めて審査をお願いしたいとのことです。
	それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。
	農林水産課の島崎です。
	1ページは今回の農用地区域の変更に予定しております土地一覧表で、2ページは前回協議させていただきました際の資料となっております。両ページを比較してご覧ください。
	今回の変更につきましては、除外後の用途の箇所となります。前回の申請内容としましては駐車場でしたが、今回の変更では荷捌き場となっております。今回はこの変更点に関しまして、再度協議をさせていただいております。
	3ページは今回の変更にあたっての申出書です。「申出者」、「変更を申出する土地の所在・地目・地籍等」につきまして変更はございません。「変更後の土地利用計画の概要」の部分が駐車場から荷捌き場に変更されております。また、「変更理由」につきましても、「一般貨物自動車運送事業を経営していくためには、今の本社では手狭になり荷捌き場としての目的、本社から荷捌き場が近く利便性も理由の一つである」との説

明となっております。

15 ページは申出地の位置図となっております。今回の駐車場から荷捌き場に変わったことについて、荷捌き場に関する調書を 10 ページに添付しております。こちらは 3 ページの申出書の詳細になります。現在の荷捌き場の問題点として、「本社敷地では大型運搬機械の搬入、搬出等に伴い、回転スペースの確保や来客者駐車スペースや職員駐車場の確保が必要なことから荷捌きスペースの確保が必要となってきた状態になっている。また本社の敷地内では広角プレートを使用し、資材の搬入、搬出、仕分けを行っているが、今後も事業拡大と併せて更にスペースが必要であることから、新たな荷捌きスペースを本社近くの利便性良い場所で確保することが必要となってきたている」という現状の課題を計画の理由としてあげております。

次に、流通業務施設の必要な理由及び今後の計画は、「当社では流通業務として、メー
カ一工場から防音パネル、H鋼の資材を購入し本社敷地内で積み下ろしを行い、検品、点検を行い販売業務のほか各現場に配達を行っている、また、購入した一次製品は加工業者に依頼し、加工を行ったのちに製作された加工製品を本社で受け取り、販売や各現場への配達を行っている。現在、事業の拡大により本社では、大型機械の搬入・運搬等により手狭になっており、新たな荷捌き場の確保が必要くなっている。今回、大型機械を用いての荷捌きの必要のない防音パネルやH鋼などの荷捌きを本社から近隣であり、かつ、交通の利便性も良い今回申請地に移転しようとするもの」との説明となっております。

11 ページは実際の荷捌き場としての申出地の利用について、図で説明した資料となります。資材業者 A B C から一次製品を購入した転用予定事業者が転用予定地で荷物の積み下ろし、検品を行います。この後、資料右肩の加工業者が一次加工を行い、再び転用予定地で製品・二次加工したもの引き取り、最終的に各現場に配達したり、また販売を行っていく、という流れとなっております。

12 ページは土地利用計画図となります。申出地は南側が県道に面しており、こちらから資材の搬入をする予定となっております。敷地面積があまり大きくありませんので、4t から 10t トラックを使って、防音パネルやH鋼といった資材を、積み下ろしや配達したりする荷捌き場として利用したいということとなっております。13 ページ、14 ページは、この荷捌き場から配達される製品の資料となります。

5 ページにお戻りください。こちらは荷捌き場の農用地区域からの除外に関する隣地所有者の承諾書となっております。6 ページも同様の承諾書となります。

7 ページにつきましては隣地所有者から承諾得られなかつた理由書となります。隣地の土地所有者が「療養病棟に入院中のため連絡が取れない」との理由があげられて

	おります。
議長	8 ページは被害防除計画となっております。現在のところ現状の敷地につきましては既に道路高と同じ高さまでかさ上げがされていることもあります、特に構造物等の工作物の建設予定がないとの説明となっております。
竹内委員長	9 ページは地区土木委員の意見書となります。本件の農用地区域からの除外に関して、特に意見はないとのことです。説明は以上です。
議員長	第5号議案の説明が終わりました。
委員長	申出地が大津ですので、第3事前審査会の竹内委員長からご報告をお願いします。
議員長	地区の推進委員に事務局を通じて確認したところ、問題ないとのことでしたので報告をいたします。
議員長	審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。 (意見・質問なし)
議員長	ご意見やご質問が無いようでしたら審議を終わります。
議員長	第5号議案につきましては、「変更はやむを得ない」と回答することに異議はございませんか。
委員長	(異議なしの声あり)
議員長	第5号議案につきましては、「変更はやむを得ない」と回答することといたします。 (島崎課長退席)
野中主任	「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
	今月は全体で9件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。
	案件1は、長浜、市街化調整区域、畝、243m ² を、譲受人の自宅が申請地に近いことによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、申請地の南に隣接する赤線で囲った所が譲受人の自宅となります。
	申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地ではブドウや野菜を栽培する予定であるとのことです。
	農機具の保有状況につきましては、トラクターや耕運機等、合計4台の大農機具を所有しているとのことです。
	譲受人は農作業の経験があり、譲受人の外に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。
	周辺農地への影響については、農地取得後もこれまでどおりの作物を栽培するため、特に周囲への影響のおそれはないとのことです。

案件2は、重倉、その他の区域、畑、9.91 m²外6筆、合計2,660.91 m²を、経営拡大により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地ではタケノコ、ユズを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕運機1台外合計2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、現在も農業に常時従事しております。また他に父母も農作業に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響のおそれがないとのことです。

議案者は3ページに移りまして、案件3は、布師田、市街化調整区域、田、1,543 m²ほか3筆、合計6,077 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、所有しておりませんが、作業の都度、親族より借用するとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、現在も常時従事しており、また作業者を2名雇用することから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、現在と同じく水稻栽培を続けること、周辺地域の防除基準に従うことから、特に影響のおそれがないとのことです。

なお、譲受人の経営面積は1,825.00 m²であり、農地法第3条の許可要件である下限面積を満たしておりませんが、本案件が許可となりますと、経営面積の合計が7,902.00 m²となり、下限面積の要件を満たすこととなります。

続きまして案件4は、介良、市街化調整区域、田、788 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター1台ほか合計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、現在も常時従事しております。また他に妻も農作業

に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地は現在休耕している農地であり、耕作再開にあたっては、周辺の農業と同様の営農をするため、特に影響のおそれがないとのことです。

続きまして案件5、案件6は同一世帯内の交換であり、関連案件となるのであわせて説明します。

案件5は介良、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、 320 m^2 を、案件6は大津、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、 259 m^2 を、それぞれ交換により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5、No.6をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を貸付地以外は全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕運機1台ほか合計7台の大農機具を所有しております。

譲受人はそれぞれ農作業の経験があり、案件5の譲受人から言えば父、姉と姉婿、甥、姪の5名、案件6の申請者から言えば娘、娘婿、孫2人の5名が常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、両案件ともに周辺地域と同様の水稻栽培を行うことから、特に影響がないと考えるとのことです。

案件7は、春野町弘岡中、畠、 313 m^2 を、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は土佐市に居住しており、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、柿と梅を栽培する予定であるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、柿と梅の栽培のため、周辺農地の經營に影響はないとのことです。

本件譲受人は土佐市に居住しており、党委員会の農地台帳には記録が無いため、土佐市農業委員会の農業経営状況証明書及び耕作計画書を添付していただいておりますので、耕作計画書の内容についてご説明いたします。

譲受人は土佐市に農地を約1町弱程度所有しており、水稻を4反5畝、文旦・柿を5反強程度栽培しているとのことです。今回申請している農地では、柿と梅を栽培す

る予定となっておりますが、果樹の成長を待って収穫となるため、3年間は収穫が見込めないという計画となっております。

案件8につきましては、12月6日に開催いたしました第17回農地総会にて、申請地が耕作若しくは保全管理されているとは言えない状態であるため、許可が保留されていた案件です。

本案件につきましては、申請地の一部が申請を取り下げられており、関連案件といたしまして、議案外報告の⑤農地法各条の取下の件についてご説明させていただきます。

議案書は45ページをご覧ください。案件2は、先ほど申し上げましたとおり農地法第3条申請が提出されていたものですが、申請地の一部が農地として耕作不能であることが判明したとのことから、申請を取り下げる旨の願いが出され、平成30年12月4日付けで事務局長専決により処理したものです。

それでは第1号議案の説明に戻ります。

議案書は4ページから5ページにかけてご覧ください。

案件8は、春野町芳原、田、46m²外8筆、合計922m²についての申請です。現地案内図はNo.8をご覧ください。

前回の農地総会では、字小芝の2筆については竹の除伐も実施され、申請者が現地ではタケノコを栽培するという計画が総会直前で示されたため、タケノコであれば栽培ができる状態であると判断されましたが、字儀丁の7筆については、現地が耕作できる状態ではないと判断されたため、先ほどご説明いたしました字小芝の土地も含めて、申請地の全てが保留となっていました。

前回の農地総会終了後、許可が保留となった旨と、その理由について事務局より申請者に伝えたところ、申請者からは字儀丁の草刈りをする旨の回答がありました。

したがいまして、今回ご審議いただくのは、字儀丁の7筆について、現地が耕作できる状態であるかどうかが要点となります。

なお、12月19日に事務局から譲受人の高知市社会福祉協議会に現地の状況について問い合わせたところ、字儀丁については9割程度は草刈りを実施した旨と、現地では、原木シイタケとキクラゲを栽培することとしたとの回答がありました。

この説明を受けて12月26日の第四事前審査会で現地調査を行っております。

続きまして、案件9も前回の農地総会にて、申請地が耕作若しくは保全管理されているとは言えない状態であるため、許可が保留されていた案件です。

案件9は、春野町秋山、田、59m²外6筆、合計2,801m²についての申請です。現地案内図はNo.9をご覧ください。

	<p>前回の農地総会では、申請地のうち管理できていない、もしくは山林化している部分があつたため、申請地の全てが耕作または保全管理されているとは言えない、という判断で保留となつておりました。こちらにつきましても先ほどの案件8と同様に、申請地が耕作できる状態かどうかが審査の要点となり、12月26日の第四事前審査会で現地調査を行つております。</p> <p>以上、案件1から案件7につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>継続審議の案件8と案件9については、第四事前審査会の現地調査を踏まえ、現地が耕作または保全管理されていると判断された場合は、農地法第3条第2項各号には該当しなくなるため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、各案件の申請地については、それぞれの担当区域の推進委員にご確認いただいております。以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四の事前審査会です。まず、第二事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いします。
久保田委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。継続審議となつておりました案件8と9については、事前審査会で現地確認しましたところ、草刈りできており、農地に復元できていると判断しましたので許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
竹内係長	事務局の方からよろしいでしょうか。
	継続審議となつております案件8、9につきまして、机上に配布しておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。
西本委員	案件8については前回は果樹を植えるとお聞きしておりましたが、今回の説明では他のものに変わっているように思いますが、この点はいかがでしょうか。計画は計画だと思いますが、継続案件として審議できるものでしょうか。

川澤委員	申請地は植林と湿田となっており、果樹が栽培できる状態ではありません。よって今回の申請では、作付予定作物がシイタケとタケノコ、キクラゲに変更されております。
西本委員	前回の総会では果樹を植えるという説明があり、今回は違う説明となっていました。私としてはあの場所では果樹はできないと思っていましたので、質問させていただきました。
川澤委員	おっしゃる通りです。
西本委員	わかりました。
議長 委員 議長 委員 議長	他にご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) 全ての案件につきまして、許可することに決定いたします。
野中主任	続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は、全体で1件の申請が出されています。議案書は7ページをご覧ください。 本件につきましては、本日、申請者より取下の意向の電話連絡がありましたが、取下願の提出まではされておりませんので、審議をお願いいたします。 案件1は、春野町東諸木、畠、350 m ² を、農家住宅に転用するという内容の申請です。 現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 農地の区分につきましては、申請地は市道及び県道によって形成される街区において40%以上が宅地であることと、農振農用地区域の指定も受けていないことから、第三種農地と判断しております。 それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料をご覧ください。 事業計画書によりますと、申請者は現在息子の家に同居していますが、その家が老朽化しており、また、隣接する建物が倒壊するおそれがあり、その隣の倒壊しそうな家からシロアリの被害も受けていることから、現在居住している家を放棄し、申請者が居住するための農家住宅を新たに建築しようとするものです。なお、息子とその家族は、別に家を用意して移り住むとのことです。 申請者は、今回申請している土地以外で市街化区域には土地を所有しておらず、現

在居住している家よりは標高が高い位置にあるため、将来予見されている南海地震による津波被害を受けにくいくことから、申請地を選んだとのことです。

続いて、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東西に横長の形状の土地となっており、西側の3分の1程度の部分に居宅を建築し、残り3分の2の東側部分については自家用駐車場及び来客用駐車場、物干しスペース、農機具置き場に転用する計画となっております。

なお、申請地は、周辺の道路よりは少し高い位置にありますので、図面にありますように、申請地北側部分と西側の部分にはコンクリート擁壁を新たに設置し、南側は既存の塀をそのまま使用し、東側部分には擁壁や塀は設けず、既存の垣根を生かす計画です。

申請地への侵入経路については、土地利用計画図の中央部分に記載しておりますように、スロープを設けて北側の県道春野赤岡線の旧道より侵入する計画です。

排水の処理については、雨水は自然浸透のほか敷地内に設置する集水枠を経由し、申請地北西側にある既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は敷地内に浄化槽を設置し、処理後に申請地北西に位置する既設道路側溝に放流する計画です。したがいまして、雨水、生活排水ともに既設の道路側溝に放流する計画となっておりますが、既設道路の側溝については県道の道路側溝であるため、管理者である高知県土木事務所に排水同意、工事許可、占有許可を申請中です。

次に、被害防除計画についてご説明いたします。申請地北側は、県道を挟んで農業用倉庫と農業用ハウスと駐車場、南側は宅地、西側は道路、東側は宅地です。

被害防除計画としては申請地北側に農業用ハウスがありますが、住宅の建築位置に対して北東にあたっていることや間に県道を挟んでいることなどから、周辺農地への影響のおそれはないとのことです。

他法令の手続きについてご説明いたします。都市計画法の開発許可の関係では、農家住宅として居宅を建築するため、開発許可是不要であることを、高知市都市計画課と事前協議済みであるとのことです。

添付書類についてご説明いたします。

資金計画につきまして、総事業費が6千万円必要である計画となっておりますが、現在添付されている資金証明書類については、申請者本人名義の金融機関の残高証明書と、申請者の配偶者名義の金融機関の残高証明書、申請者ご夫婦連帯債務での金融機関の融資見込み証明書の3点が提出されておりますが、総事業費を満たす金額に達しておりません。

なお、不足している資金については、申請者が保有する有価証券を現金化して整える

	予定のことですが、本日までに資金証明の提出はありません。 地区の土木委員の意見については、事務局にて確認を行い、転用に際して特に問題はないとのご意見をいただいております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
竹内係長	少し補足させていただきます。 先ほど事務局の説明の中でも申しあげましたとおり、本日、申請者から、取下をしたい旨の電話連絡をいただいております。資金計画のこともそうですが、計画の中身について見直しをしたいとのことで取下をしたいとのことでした。ただ、手続き上は取下願を受理するまでは申請が出された状態となりますので、本日は現在提出されている申請書の内容で、ご審議をお願いいたします。
議長	事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議しました。宅地への転用自体には問題ありませんが、事務局からの説明にもありましたとおり資金証明が十分ではないために不許可相当、ただし資金証明が整えば許可相当ということを認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
西本委員	手続きの問題だと思いますが、申請者の方から口頭で取下をしたいとの申し立てがある場合も審議する必要性があるのでしょうか。この案件は保留にしてはどうでしょうか。
竹内委員	事務局から説明してよろしいでしょうか。 出されている申請が取り下げられていない以上、審査をしない訳にはいきませんので、保留ということでご意見をいただいたのですが、難しいと思われます。
廣井委員	保留にすることになりますと、行政手続法に則って考えるならば、期限を定め、内容を指示して補正した申請書を提出してください、ということをお伝えしなくてはならなくなります。本案件の場合は、申請者の意向が定まっていない部分がございますので、保留という形にするのは難しいかと思われます。
長岡事務局長	行政手続法に従うべきだと思いますよ。 申請者の方から取下の連絡がきておりますが、正式に取下願が農業委員会に提出されてから、申請が正式にストップすることになります。
西本委員	ご説明は理解できますが、やめるという連絡が来ているというのに、ですよ。

廣井委員	それは取り下げるつもりだというだけであって、正式に取下願を出してもらってから終わりになると思います。
議長	案件1につきましては「資金計画に対して資金証明が十分でないことから転用の確実性が見込めないため、不許可相当、ただし、資金証明が十分であるとみなせるだけの証明が添付されれば許可相当」の意見を付して、申請書を県知事に送付することとしますがいかがでしょうか。
委員 議長	(意義なし) 案件1につきましては、「資金計画に対して資金証明が十分でないことから、転用の確実性が見込めないため、不許可相当、ただし、資金証明が十分であるとみなせるだけの証明等が添付されれば許可相当との意見」を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
竹内係長	なお、補足ですが、現在は申請書が提出されている状態であり、農業委員会としては、転用の許可申請が出された場合には意見書を付して、期限内に県知事に送付をしなければならないことには変わりはありません。許可権者が県ですので補正をするのはあくまで県の立場でありますし、農業委員会の方から補正の指示をするものではありませんので、このような形で取り扱わせていただきたいと思います。
議長	それでは次に、「第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は、全体で16件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が8件、更新設定が8件となっております。 議案書9ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が15名で延べ17名、利用権の設定を受ける者が13名で延べ17名となっております。
	右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が45筆で41,954.28m ² 、畑が7筆で3,999.00m ² 、合計52筆で45,953.28m ² です。
	更に右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が38筆で30,978.00m ² 、新規設定が14筆で14,975.28m ² です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。
	それでは、利用権の新規設定の案件について説明させていただきます。
	議案書は12ページから13ページにかけてご覧ください。
	案件5は布師田、田、1,196m ² ほか2筆、合計3,335.28m ² を平成31年2月1日から平成51年1月31日までの20年間貸すという使用貸借権の新規設定です。
	借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は新規就農であり、今回の申出地にハウスを建てミヨウガ栽培を開始する予定です。今後は祖父の跡を継いで専業農家として経営拡大を図っていくとのことです。

案件6は布師田、田、1,669m²を平成31年2月1日から平成33年1月31日までの2年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件9は大津、田、1,114m²を平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件10は大津、田、1,061m²を平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

議案書は14ページに移ります。案件11は大津、田、1,044m²を平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

議案書は15ページに移ります。

案件14は、春野町弘岡上、田、1,553m²外1筆、合計2,884m²を、平成31年2月1日から平成32年1月31日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、借人である有限会社見元園芸は、農地所有適格法人の要件を備えた法人であることを事務局にて確認しております。

続きまして議案書16ページにまたがります案件15は、春野町弘岡下、田、859m²外1筆、合計1,725m²を、平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は今回借り受ける農地が初めての経営農地となりますので、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと、今回の申請地では野菜を栽培し、直販所に出荷して農業を軌道に乗せていくことをことです。現在は、賃借人の単身世帯ですが、1月には息子が同じ住所に転入してくる予定で、息子と二人で農業に従事していく計画となっています。

また、本件申請地は、所有権が未相続状態の土地となっておりますが、相続権を持つ方全員の同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして議案書16ページの案件16は、春野町東諸木、田、1,018m²外2筆、合計2,143m²を、平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、本件申請地は、所有権が未相続状態の土地となっておりますが、相続持分が過半数となる方の同意があることを、事務局にて確認しております。

賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は新規就農者であり、今回の借入地において生

	<p>姜栽培を開始する予定です。今後は専業農家として経営拡大を図ていくとのことです。</p> <p>以上、更新設定の案件も含め、全ての案件について、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>本会で計画が妥当なものと議決されると、平成31年2月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いいたします。</p>
久保田委員	案件1と2については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件3から案件12については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件13から案件16については、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。農業委員会法第24条では、「農業委員は、自己又は同居の親族とその配偶者に関する事項については、議事に参与できない」ことが定められております。今回、案件1は、農業委員本人が申請者になっておりますので、同委員退席のもとで最初に案件1だけを審議しますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので、まず案件1から審議します。
	(委員1名退出)
議長	案件1について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件1につきましては、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1につきましては、計画を妥当なものと決定いたします。
	(委員1名復席)
議長	それでは、その他の案件について審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします
委員	(意見・質問なし)

議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員長	(異議なし)
議長	全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定いたします。 次に、「第4号議案 非農地証明願」の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は、全体で21件の申請が出されております。議案書は18ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。 地区の内訳は、一宮が2件、議案書が26ページにまたがりまして春野が19件となっております。案件5につきましては農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認により現地に農地性が確認されたため不交付としております。案件5を除く20件につきましては、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議長	第4号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がありましたらお願ひいたします。
大野委員	この会社は何年か前に農地を買ったことがあるのではないかですか。
竹内係長	法人としてではなく、代表取締役が個人で買っています。この法人は農地所有適格法人ではないので、法人として買うことができません。
議長	他に質問はございませんか。
委員長	(意見・質問なし)
議長	ご質問がないようでしたら審議を終わります。不交付の案件も含め、すべての案件について、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員長	(異議なし)
議長	全ての案件について、追認することに決定いたします。次に、議案外の報告を一括してお願いします。
野中主任	それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。 まず、「①農地法第3条の3第1項の規定による届出の件」についてご報告いたします。議案書28ページをご覧ください。今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書29ページにまたがりまして秦が4件、議案書31ページまでまたがりまして春野が1件です。全ての案件について担当区域の推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」につい

てご報告いたします。議案書は 33 ページをご覧ください。今月は 4 件の届出が出されており、地区の内訳は、初月が 1 件、秦 1 件、鴨田が 1 件、中央が 1 件となっております。すべての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書 35 ページをご覧ください。今月は 18 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、議案書 37 ページにまたがりまして秦が 2 件、鴨田が 2 件、議案書 38 ページにまたがりまして中央が 3 件、議案書 40 ページまで続きまして長浜が 6 件、41 ページにまたがりまして、一宮が 2 件、介良が 1 件となっております。全ての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は 43 ページをご覧ください。今月は、全体で 1 件の合意解約通知が出されており、地区は春野となっております。本案件につきましては、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決処理により受理しております。

続きまして、「⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は 45 ページをご覧ください。3 条申請の取下願が、全体で 2 件出されています。案件 1 につきましては昨年 12 月 6 日の第 17 回農地総会にてご審議いただきました農地法第 3 条の案件となります。申請地の一部が完全に山林化しており、農地に復旧することが不可能であることから、この部分について取下願が提出され、平成 30 年 11 月 26 日付けで事務局長専決により処理されたものです。案件 2 につきましては、第 1 号議案の説明の際に関連案件としてご説明いたしましたので、内容の説明は省略いたします。

以上で議案外報告を終わります。

議長
委員
議長

議案外報告に関しまして、ご意見・ご質問はありましたらお願ひいたします。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。

事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。

事務局報告 岩崎次長	(平成 30 年度今後のスケジュール(予定)について資料に基づき説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は、平成 31 年 2 月 5 日(火)を予定しております。

閉 議	会 長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。 (午後4時40分閉会)
--------	--------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和元年7月9日

議長

萬橋政継

議事録署名委員

松田環

議事録署名委員

加藤孝章

議事録作成者

野中秀憲